

茂財資第474号
令和8年2月12日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 岡沢 与志隆 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和7年12月16日 付け茂監第65号)

財務部	資産税課
監 査 結 果	
◎未申告法人については、市民税課の法人市民税、資産税課の償却資産と同一法人の場合があると思われる。未申告法人の解消に向け、内容等を精査し、課税客体の把握に務め、同一である場合については、資産税課と市民税課が共同し対応にあたられたい。	
措 置 内 容	
償却資産未申告法人について、市民税課が担当する法人市民税の未申告法人と突合したところ、共通するものが7社あった。そのうち1社については令和7年中に法人市民税、償却資産ともに申告を受理。また他の1社は法人市民税申告のみ令和7年中に行つた。	
償却資産の申告がない6社のうち市外に所在の1社については取締役に電話接触し、申告勧奨した。市内所在の5社について資産税課で現地の状況調査を行ったところ、うち2社については法人関係者と接触が取れ、法人市民税と償却資産の申告について勧奨した。現地調査においても接触の取れなかった3社のうちA社は所在とされる家屋が空き家状態であり操業の実態が確認できなかった。不動産業者への聴取からは操業が確認できなかったもののその後に法人市民税の申告があったB社、マンションを管理する不動産業者への聴取でも操業実態不明であったC社については今後調査を継続していく。	